

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、愛媛県総合計画の政策・施策評価に係る県民アンケート調査業務（以下「委託業務」という。）を、別添愛媛県総合計画の政策・施策評価に係る県民アンケート調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料として金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結日から令和8年2月9日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金_____円とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（調査実施状況の把握等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（調査の報告及び完了検査）

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第10条 前条第2項の検査終了後、甲は、乙からの支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

（前金払）

第11条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書により、請求するものとする。

（支払及び検査の遅延）

第12条 甲は、その責めに帰すべき理由により、第10条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）による割合を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、第9条第2項に規定する期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

（1）この契約に違反したとき。

（2）乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を遂行することが困難であるとき。

（3）乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対し、その補償を請求することができないものとする。

（費用負担）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）

第18条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広 

乙

